



令和5年度の施工事例

令和6年度
そまぎ
みやこ杉木普及促進事業
募集要項

～つかってほしい京都の木『みやこ杉木』～

京都市域産材供給協会



1 事業の概要

事業の目的

本事業では、市内産木材の需要を拡大し、市内の林業及び木材関連産業の振興及び、みやこそまぎ杉木の普及啓発を図るため、みやこ杉木及びみやこ杉木製品の利用を支援することで、みやこ杉木の普及促進を行うことを目的としています。

制度の概要

京都市域産材供給協会（以下「協会」という。）が、施主を対象に住宅及び店舗等において、みやこ杉木及びみやこ杉木製品を利用することに対して補助金を交付します。

2 対象者・建築物・経費

対象者：施主

対象となる建築物：京都市内に所在し、以下の条件を満たすもの。

- ①店舗等：施主が主として事業活動のために利用する店舗、事業所等で、専ら住居として利用しないもの。※マンションなど賃貸物件は対象外です。
- ②住宅：施主が所有し、居住するもの。

- (1) 工事完了後、速やかに利用又は供用を開始する建築物であること。
- (2) 本事業の補助金の対象となったみやこ杉木及びみやこ杉木製品について、その耐用年数が経過したと判断されるまで施主において維持・管理する建築物であること。
- (3) 工事中及び工事完了後に、みやこ杉木の活用及び京都府豊かな森を育てる府民税の活用に関する表示の掲示に協力できる建築物であること。
- (4) みやこ杉木の普及啓発を目的として京都市及び推進機関が行う広報用の写真撮影や現地見学会に協力できる建築物であること。
- (5) 仮設のものでないこと。
- (6) 政治活動に用いる建築物でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。）第 2 条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでないこと。
- (8) その他、協会が不適切と認める用途に用いる建築物でないこと。

対象となる経費：みやこ杉木^{※1}及びみやこ杉木製品^{※2}の購入費

（ただし、みやこ杉木製品の購入費は、条件を満たした店舗等への導入に限ります。）

※1 京都市木材地産表示制度実施要綱に定める京都市認証木材

※2 みやこ杉木を使用し、製作された製品（家具及び遊具（木製玩具を含む。））

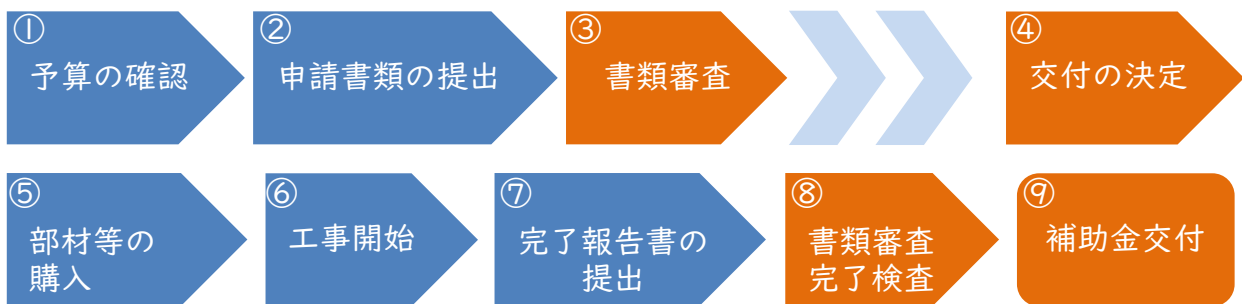
3 対象となる事業

事業期間:令和6年4月25日(木)~令和7年2月14日(金)

以下の全てに該当する事業

- (1) 事業期間内に補助対象木材の工事・納品が完了する事業。
- (2) 工事中又は完了後に、みやこ杉木の普及啓発(PR)の活動協力が確認できる事業。
- (3) 工事完了後に、京都市及び協会が広報媒体等にみやこ杉木の使用状況写真として掲載可能な素材を3点提出できる事業。

4 申請から補助金交付までの流れ



5 補助の内容

(1) 店舗等

施主がみやこ杉木及びみやこ杉木製品を購入するのに要した費用

補助率: 2分の1以内

補助上限額: 160万円

※みやこ杉木製品の購入に対する補助額は、みやこ杉木の購入に対する補助額を超えない範囲とします。

(2) 住宅

施主がみやこ杉木を購入するのに要した費用

補助率: 2分の1以内

補助上限額: 16万円

【注意事項】

- ・ 国、府、民間等の他の助成との併用は可能ですが、他制度において併用を禁じている場合がありますので、ご確認をお願いします。
- ・ 同一経費に対して他の助成を重複して申請し、交付を受ける場合、重複する部分の金額については本事業の補助の対象になりません。

6 申請の方法

受付期間:令和6年4月25日(木)～令和7年1月17日(金)

ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

京都市域産材供給協会のホームページから申請書等をダウンロードし、必要事項を記入のうえ原本をご提出ください。みやこ杉木普及促進事業実施要領の内容をご確認の上、申請ください。

- (1) 申請書等のダウンロード <https://miyakosomagi-e.net/hojo/download/>



- (2) 申請書等送付先

【住所】京都市北区中川川登74

※ 原本を送付される前にメールかファックスで事務局に送付し、資料不足、記入漏れの確認をお願いいたします。

- (3) みやこ杉木普及促進事業実施要領のダウンロード



- (4) よくあるご質問



提出書類(必ず原本をご提出ください)

- ① みやこ杉木普及促進事業申請書(第1号様式)
- ② (工務店等による代理申請の場合)委任状(2号様式)
- ③ みやこ杉木使用明細書(建築物に使用するみやこ杉木のみ)(3号様式)
- ④ (みやこ杉木製品の申請を行う場合)みやこ杉木製品に関する資料(構造図、イメージ図等とし、みやこ杉木の使用部分及び使用量が分かるよう明示するものとする。なお、材料にみやこ杉木以外が使用されている場合は、みやこ杉木の体積又は表面積がみやこ杉木製品の全体の過半を占めることが分かる図面及び計算書を別途添付する。)(任意様式)
- ⑤ 交付対象となるみやこ杉木及びみやこ杉木製品の見積書の写し
- ⑥ みやこ杉木及びみやこ杉木製品を利用する建築物の位置図(任意様式)
- ⑦ みやこ杉木及びみやこ杉木製品を利用する建築物の図面(みやこ杉木及びみやこ杉木製品の使用箇所を表示したもの)(任意様式)
- ⑧ みやこ杉木の利用に関するPR計画書(4号様式)
- ⑨ その他、協会が必要とする書類

みやこ杉木利用 PR の例



銘板で不特定多数の方々に PR

※作成の際は、事前に事務局までご相談ください。



京都のステキな木の空間に応募して PR

※募集期間や応募方法などは上記2次元コードを読み取って下さい。

7 審査の方法

提出された申請関係書類の内容が要件を満たしているか、また場合によってはヒアリング等を行い総合的な審査を行います。審査の結果、やむを得ず補助金の交付がされない場合もあります。

8 補助する事業の決定について

申請書類一式を受理した後、上記「7 審査の方法」による審査を行い、およそ10日営業日程で、結果を申請者に通知します。ただし、書類の不備、確認が必要な項目が多い場合や申請件数が多い場合等、状況によってはそれ以上の日数を要する場合がありますので、余裕をもって申請をお願いいたします。

9 事業内容の変更や中止について

- ・ 交付決定後の事業内容の変更や中止については、あらかじめ協会の承認が必要です。
- ・ 事前に必要な申請が行われなかった場合は、決定の取消等を行う場合があります。
- ・ 事業内容の変更や中止により、交付予定額とに差額が生じた場合は、その差額分については交付を受けることができません。

(事業内容を変更する場合)

協会に電話連絡し、協会の指示に従い、変更内容に係る根拠資料を添付したみやこ杉木普及促進事業変更承認申請書(6号様式)原本を速やかに提出してください。

(事業を中止する場合)

協会に電話連絡し、協会の指示に従い、みやこ杉木普及促進事業変更承認申請書(6号様式)原本を提出してください。

10 完了報告・完了検査について

(1) 事業終了後、速やかに以下の書類を提出してください。

(最終期限: 令和7年2月14日(金)まで)

提出書類(必ず原本をご提出ください)

- ① みやこ杉木普及促進事業完了報告書(8号様式)
- ② 使用状況写真(9号様式)
- ③ 出荷証明書の写し
- ④ 納品書の写し
- ⑤ 請求書又は領収書の写し
- ⑥ みやこ杉木の利用に関するPRの実績が分かる書類(任意様式)
- ⑦ 広報媒体に掲載可能な、みやこ杉木施工後の写真(データで提出)
- ⑧ みやこ杉木利用に関するアンケート
- ⑨ その他、協会が必要とする書類

(2) 書類の提出後、書類による審査と現地での完了検査を実施します。現地での完了検査は、「平日の10時頃から16時頃まで」に行いますので、日程調整にご協力をお願いします。

11 補助金の交付について

上記「10 完了報告について」による審査を行い、およそ10日営業日程で、結果を申請者に通知し指定の口座に補助金を振り込みます。ただし、書類の不備、確認が必要な項目が多い場合や申請件数が多い場合等、状況によってはそれ以上の日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

12 交付決定の取消しについて

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消しや、交付額の変更、補助金の返還を求める場合があります。また、それに伴って生じた損害について、協会は賠償いたしません。

- ▶ 申請内容に重大な虚偽があると認められた場合
- ▶ 本事業で利用したみやこ杉木を、各使用箇所の用途における耐用年数を経過することなく撤去又は解体等を行った場合。ただし、災害等不可抗力による場合を除くものとする。
- ▶ 補助対象者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明した場合
- ▶ みやこ杉木普及促進事業実施要領の規定に違反した場合



令和5年度の施工事例

【申請・お問合せ先】

(時間: 土日祝日を除く9時00分~16時30分)

京都市域産材供給協会

「みやこ杉木普及促進事業」

〒601-0125

京都市北区中川川登74番地 京都北山丸太生産協同組合内

電話: 075-406-2955 FAX: 075-406-2823

